

市税等の納期限内納付のお願い

市税には、各税目および期別ごとに『納期限(納付する期限)』が定められています。

市では、納税者の皆さまの『納期限内納付』しやすい環境整備を目指し、これまで『口座振替』・『コンビニ収納』を実施してまいりました。今年度は更に※『ヤフーアプリ収納』も実施しますので『納期限内納付』にご協力くださるようお願いいたします。

なお、納期限内に納付が確認出来ない場合は、法律の定めにより『滞納処分』をする場合がありますので、ご注意ください。

※『ヤフーアプリ収納』とは

『ヤフーアプリ』をダウンロードすることで、携帯電話やパソコン上で24時間いつでもヤフーウォレット(電子マネー)により市税の納付ができるサービスです。詳細は納税通知書に同封しますチラシにてご確認ください。

■平成30年度 市税等納期限一覧表

	5/31	7/2	7/31	8/31	10/1	10/31	11/30	12/28	1/31
軽自動車税	全期								
固定資産税	1期		2期		3期		4期		
市県民税		1期		2期		3期		4期	
国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期
介護保険料			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期
後期高齢者医療保険料			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期

(注)「随期課税分」については、納税通知書でご確認ください。

◆『滞納処分』とは

税金を滞納している人の意志に関わりなく、滞納になっている税金を強制的に徴収するため、その人の財産を『差押え⇒換価』し、滞納になっている税金に充てて完納させる一連の手続きを言います。

◆市が実施する『滞納処分』

市では、滞納市税の完納に向け、以下の『滞納処分』を実施しています。

- ・ 預貯金の差押え
- ・ 給与の差押え
- ・ タイヤロックによる自動車の差押え
- ・ 動産・不動産の差押え
- ・ その他債権の差押え(国税還付金等)



タイヤロックによる自動車の差押え参考画像

問合せ：税務課 収納係 ☎44-1111 (内線 1265・1266・1267)